

う配慮する。又核兵器一般についての政策は国際政治・経済的な利害得失の計算に基づくものであるとの趣旨を国民に啓発することとし、将来万一の場合における戦術核持ち込みに際し無用の国内的混乱を避けるように配慮する。

2. 国際的安を高めるための施策

- (1) 一国の安全保障は、国際関係の反映であるから、安全保障対策と平行して、国際関係そのものを改善する対策を常に施すよう努める。国際関係改善の最大目標は、恒久平和の樹立であり、わが国としては恒久平和樹立を目標とする平和推進外交を、理想主義的思想の遊戯としてではなく、わが国安全保障の具体的対策が常にフィード・バックされる現実的施策として把握し、実施してゆく。

恒久平和対策の二つの大きな柱として、(イ)軍縮ないし軍備管理と、(ロ)国連による平和維持機能の確立に努める。

- (2) 軍縮ないし軍備管理については次の基本方針に基づき施策する。

イ 軍備の画期的縮小ないし完全軍縮は予見しうる将来実現不可能である。よって政府の基本的立場及び国内啓発上

の見地から完全軍縮へ向つての努力を強調することは必要であるが、他面国民に幻想を抱かせないよう配慮する。

ロ 現状では米ソ両国が同意しなければ実質的な意味のある軍縮措置はとりえず、従つて当面、軍縮措置というよりも予防措置あるいは軍備管理措置と称すべきのないし極めてマージナルな軍縮措置しか国際的に合意し得ないのが現実であるが、この程度の措置でも東西の緊張緩和等の政治的効果は無視できないので、わが国として所要の協力を行なう。

ハ 上記の協力を行なうに当つては、わが国の安全保障が米国の核抑止力に依存するところが大である次第にかんがみ、米ソ間の核戦力の均衡が崩れないよう、また現在軍縮交渉に参加していない中共との関係でわが国の安全保障

が確保されるよう慎重に配慮する。

二 　ただし核軍縮については、わが国は非核兵器国中の雄邦であり、かつ特殊の国民感情をも背景とした国であるので、今後わが国が軍縮問題ひいては国際政治一般についての政治的影響力を高めようとすれば、この非核大国の立場を明確にし、米ソをして実質的な軍縮措置に進ましめるよう努力することもまた必要である。従つて、上述への立場を見失うことなきことを心しつつ、必要に応じスウェーデン等とも協力し独自の立場に立つた建設的提案を行なうよう努め、日本が米国の走狗であるとの印象を与えることの絶対ないよう配慮する。

また、仏、中共等の核実験に対するわが国の反対の態度はこれを常に明らかにする。

ホ 軍縮ないし軍備管理交渉を通じて東西関係の推移の把握につとめる。

- (3) 国連の実効的平和維持機能の確立については、完全軍縮に見合うものとしての国連警察軍による平和維持実現を期する以上、完全軍縮と同様に息の長い目標であるが、それ以前の段階において我が国としては、(1)兵力の派遣を含む国連平和維持活動への実質的貢献の度合いを高めることに努力するとともに、(2)米ソが紛争地域における国連平和維持活動をより有効なものとするために協力するよう両大国に働きかける。

3. 国連関係施策

- (1) 国連は憲章の規定、あるいは設立当時の政治的目標にかかわらず、現実には権力外交の舞台となっており、その平和維持機能に大きい限界があることは明らかであるが他方世界的フォーラムとしての国連の有用性、重要性に変わりはない。

国連におけるわが国の立場は、基本的には西側先進国の一員であることにあつたが、近年における国力の増大に伴い今やグローバルな問題にもかなりの責任を負う大国であるという立場がこれに加わつている。即ちわが国が完全に A A グループの外に出ることは可能でも妥当でもないとはいへ、多くの場合わが国が A A グループと同一の行動をとることは、西側先進国と利害の同一性が高いわが国の利益に合致しない。又 A A 中心の外交はいわば部分外交であるのでかかる外交を

国連の舞台で行なうことは、国連をグローバルな外交政策展開の場として活用すべき大國日本としての立場にも合致しない。

従つてわが國の国連外交の目標は(イ)国連の場において現実的な日本の國益の保全促進に努め、このため国連内部におけるわが國の地位の向上と威信の高揚をはかること、(ロ)西側先進國グループのもつ政治的觀念及び共通の政治、經濟的利益の伸長をはかること、(ハ)時宜によりわが國の獨得の地位を活用し西側先進國とアジア諸國、白人諸國と有色人種諸國との間の調整や橋わたしの役割りを引受けること、(ニ)世界平和の実現と世界の調和ある發展に資するため、平和維持あるいは南北問題の解決のごときグローバルな問題に関して国連の場を通じて行なわれる諸努力に大國として貢獻し、かつこの目

的のため国連という機構自体の適正な運営と育成をはかることである。

(2) 国連の機能を改善し、現実に対応したものとするため、時宜に応じて憲章の改正（安保理関係規定、旧敵国条項等）を提議する。また憲章の大幅改正が実現不可能な場合も現行憲章の枠内で解釈及び運用の面で柔軟な態度をとることにより、国連の平和維持活動をできる限り実効的なものとするとともに、国連の諸決議が非現実的な方向に走らざるよう努めるものとし、かつ、このため穩健な西側先進諸国と協力する。

(3) 安保理については、出来る限り頻繁に選出されるための諸施策を構じ、事實上常任理事国に準ずる地位を占めることに努める。また、安保理に提訴すべき事件の制限、拒否権行使の制約、議事運営方法の改善等、安保理の機能強化のための

努力を関係諸国との協力のもとに推進するとともに、わが国としては、安保理決定をあくまでも尊重するとの態度を維持し、かつ安保理の活動に対し、わが国として能う限りの協力を行なう。

- (4) 国連（総会）が主権の平等、一国一票の原則に基づくものである以上、多数の力は無視し得ないが、表決の結果が過激に走り、現実から遊離することのないよう努力する。このためA・Aグループ、とりわけアフリカ、中近東の過激な主張を行ないがちなグループとの関係は不即不離を原則とするが、他方東南アジア諸国等わが国と接近し、利害を共にする諸国との間の連繫はこれを深め、サブ・リージョナル・グループの育成をはかる。
- (5) 国連主要諸機関への参加と並んで、事務局上層部に邦人職員を送り込むなどにより、情報源の確保をはかるとともに、

機構の内部におけるわが国の発言権と影響力の強化につとめる。

- (6) 諸国間の政治的利害の対立が比較的少なく調整可能な分野で、わが国が大きな関心を有する問題を随時、国連各機構の議題に提出するなどにより、国際会議の主導権獲得のための試みを行なう。

4. 人種問題關係施策

(1) 人種問題が国際問題となりわが国外交上の態度決定を迫られるのは、大別して少数白色人種が多数有色人種を差別的に支配している場合と、少数民族問題とであるが、前者については人種無差別に関する国連憲章規定をはじめとする国際的原則と、わが国の具体的利害を考慮し、また後者については少数民族の自決権ないし基本的人種尊重の原則と並んで内政不干渉の原則を考慮する必要がある。いずれの場合も、人種問題は長期的にして、かつ当該国にとり極めて根深い問題であるので、わが国としては穩健かつ現実的態度を維持すべきである。

(2) わが国は、人種差別の結果派生する利害が相矛盾するような状況におかれがらであるが、基本的にはわが国は黄色人種として差別される立場にあることを忘却

すべきではない。従つて、わが国としては、人種差別が排除されるべきであるとの原則を常に標榜し、わが国民が差別される場合は勿論のこと、わが国民以外の有色人種が差別されるような場合も、常にこれに抗議、反対の姿勢を示すべきである。

- (3) ただし、わが国が直接の対象ではないような差別のケースについて、差別撤廃のためわが国としてなし得ることには自ら限界があることに鑑み、いたずらに A A 諸国の過激な行動に同調すべきではない。人種差別には単なる人種の違い以外に、当該人種側に差別を惹起せしめる種々の要素が存在していることが原因となつている場合も多く、しかも、これらの要素を当該人種があえて除去する努力を行なうことなくいたずらに感情的に人種差別反対を叫ぶ傾向のあることも注意すべきである。

従つて、わが国としては個々のケースにつき現実的アプローチを行なうこととし、必要に応じA A諸国に対し性急なアプローチは必ずしも効果的にない所以を説明し、国連等における非難ないし制裁決議案等の内容が、不当に過激あるいは非現実的なものにならざるようわが国の影響力を行使し、もつて、わが国の政治、経済上の利益が保全されるよう措置する。

- (4) 南アフリカ、南ローデシア、ポルトガル施政地域など少数白人による差別的支配の問題については、国際的非難決議、制裁措置等も比較的成立し易いところ、上記のわが方態度にもかかわらず、これと異なる決議案等が一たん成立した場合は必要と認める留保等を付しつつも、その内容は誠実に履行し、わが国の態度に関し疑惑なからしめる。

- (5) その他の少数民族問題については、わ

が国として態度を表明せざるをえない場合は少数民族の人権擁護の必要性を主張することとするが、一般に少数民族問題に介入することは内政干渉として受けとられ、当該関係国との国交上も好ましくないので、これを避けることとする。

5. 経済関係施策

(1) わが国は今や世界経済上極めて重要な地位を占め、かつ重大な国際的責任を課せられるに至っているところ、自由無差別の原則に基づく世界貿易の拡大こそ基本的にわが国の国益に合致するものであるので、わが国経済の開放体制への移行と国際化を今後共一層推進することにより、世界貿易の進展とわが国の繁栄の確保につとめる。

(2) ガット、OECD、IMF、UNCTADその他の国際経済機構のメンバーとして積極的に活動し、またこれら機構内におけるわが国の発言権の増大につとめる。

(3) 貿易及び資本の自由化は、国際分業体制の促進を通じて、国土、労働力等の(広義の)国内資源の有効利用を可能ならしめて経済の効率化を進めるといふ長期的利益を伴うのみならず、貿易相手国の保

護的動向を抑制し、国際貿易の維持と発展に寄与するものであるから、急激な変革により社会的、政治的不安定を生ぜざる限り、かつ緊急時における国民経済の存立に支障を来たしたり、あるいは将来のわが国の経済発展を阻害しない限りにおいて、鋭意これを推進する。

- (4) 南北問題悪化の主要原因の一つは開発途上国の輸出不振にあることにかんがみ、経済協力と平行して対開発途上国輸入の増大を図り、このため漸次わが国農業及び工業の構造的変化及び国際化を進める。又、如上の措置を講じても基本的にわが国と開発途上国の技術格差は増大する一方であると考えられるが、特恵供与、委託加工、技術指導等各種の方策によりできる限り開発途上国特に東アジア及び東南アジア諸国との間に幅の広い経済的相互補完関係を維持、強化するようつとめ

る。南北問題解決のための国際的努力特に、先進諸国間の協力には積極的に参加する。

(5) 今後の主要先進諸国の動向いかんによつては、グローバリズムの原則から大きく逸脱しない範囲で、わが国を中心とし、又はわが国が重要な一翼となる広域経済圏の構想あるいは地域的協力体制の実現の可能性を検討する。また、対外投資の自由化等により、わが国資本の海外進出を容易ならしめ、日本経済の活動範囲を拡大するための施策を講ずる。

(6) 主要国通貨の動揺は、為替制限、貿易制限を経て国際貿易の縮小を招き、かつ中長期の資本取引を阻害するおそれあることにかんがみ、主要通貨の安定維持のための国際的努力には、わが国も積極的に協力する。現行の国際通貨体制の再検討については柔軟な態度をもつて臨むべ

きも、特にドル平価をいし金価格の変更は、わが国の利害に直接影響するものであるので、かかる事態を回避するため必要な諸施策を講ずる。またわが国経済の均衡ある発展を図るために、急激な金・外貨準備の上昇に伴う円価格の切上げ圧力を回避すると共に、為替管理を撤廃して円の完全な交換性を回復することを目途に円貨の国際的信用の増大につとめる。

(7) 科学技術水準は経済発展を長期にわたって決定する要因の一つであり、かつ外交上重要な要素ともなり得べきものであるので、先進諸国との協力及び基幹技術ないしは先端技術の自主開発を通じて、対米格差の縮小並びに技術先進性の確保につとめるとともに、開発途上国（東欧を含む）に対する技術輸出を通じて、貿易拡大、資本交流等の副次効果を図る。また、国防上特に重大な分野を除き、基礎研究と開発の両面にわたり、二国間又は多数国間の国際協力の可能性を探求し、これに積極的に参加する。

(8) 従来の輸出振興一辺倒の考え方から漸次脱皮し、わが国経済の成長と繁榮維持のための輸入の問題について長期的展望に基づき施策を講ずる。特に資源問題解決の要請は、わが国の経済の急速な発展を反映し、益々高まっているが、資源輸入に関する長期的、総合的な政策を確立

し、わが国に対し資源を供給している国、供給路に当る国の紛争勃発、対日関係悪化を未然に防ぐべく尽力し、また資本協力、技術協力、開発輸入、長期契約等の具体的施策の積み重ねにより、資源の低廉・安定的な供給確保に努める。

(9) 今後わが国の労働力不足の問題は益々顕在化するものと予想されるが、外国人労働者の大量受入れは、特にわが国の場合、種々困難な社会的、政治的問題を誘発し、かつ国際関係の緊張を招く恐れもあるので、差当りは産業の合理化、近代化を進めることにより労働生産性と労働力の流動性を高め、また職業訓練の充実により労働力の質的向上をはかる。他方わが国資本の海外進出、委託加工貿易等により、近隣アジア諸国の労働力を実質的に活用する方途を講ずる。

(10) 資源輸入国であり、かつ貿易立国であ

るわが国としては、効率性の高い廉価な海運サービスを確保することが必要であり、また将来の経済発展の確保と安全保障の見地からも充実した海運力の保持育成が必要である。よつてわが国としては、海運自由の原則の維持に努める。ただし、一部の開発途上国、あるいは米国等の国旗差別、同盟規制等の動きにより長期的には自由競争の原則及び現在の形のごとき同盟をそのまま維持することは徐々に困難となると予想されるので、わが国としては当面西欧先進諸国との協力の下に自由競争の原則を主張しつつも、発展途上国の要求に適当な考慮を払うことを含め、今後事態の進展とともにある程度柔軟な姿勢でわが国海運の総合的利益の保全伸長につとめることとする。

航空業には国が関与している例の多いこと、航空路の設定には各国の主権がか

らむこと等から、航空問題については国の介入が特に必要であるところ、わが国としてはこの面で若干の立ちおくれがあるので、二国間航空交渉を通じてわが国に不利な現状の是正につとめるとともに航空路線権の獲得に努める。

- (11) わが国は伝統的にその食糧資源の多くを漁業に依存しているが、海洋資源を減らすことなく持続的な漁獲を行なうためには、海洋資源の国際管理が不可欠であるところ、水産先進国を自認するわが国としては、積極的に資源の適正利用のための国際的協力に努力する。他方、近年資本、技術に乏しい一部開発途上諸国は、自国漁業保護の見地より法外な管轄権を主張し、この結果わが国漁業は次第にこれら諸国の沿岸水域より締め出される傾向も見受けられるが、わが国としては、当面二国間の漁業技術協力、資本輸出等

を通じて問題の現実的解決をはかるととも
に、長期的には多角的な場において公
正なルールを確立するよう検討を進める。

6. 経済協力関係施策

- (1) 開発途上国の経済、社会の開発に協力しその経済の安定、自立および発展に力を籍すことは、これら諸国およびその周辺地域の平和と繁栄を促進する所以であり、またその反映としてわが国経済の発展のみならず、わが国の平和と安全にも貢献するものである。これまでのわが国の経済協力は、戦後、賠償などの形から始まつたという特殊な経緯もあり、輸出市場の拡大、輸入資源の確保、さらには世界経済の調和ある発展への寄与などという経済的効果が中心に考えられてきたが、今後は、これらの経済的効果とともに施策に宜しきをえた場合の政治外交上の意義をも十分認識する必要がある。すなわち、経済協力は、二国間関係においては、両国間の友好親善関係の促進や相手国の対日信頼感の増進に役立ち、また、開発途上国の一定グループ一定地域に対

するわが国の影響力の増大にも貢献し、ひいては、開発途上国全体との関係においても、いわゆる「南北問題」処理に当つてのわが国の立場の強化にも役立つものである。

- (2) わが国の経済協力の重点地域は当面引き続きアジア地域とし、とりわけ、北東および東南アジア地域はわが国の平和と安全に直接的に影響のある地域であるから、この地域の開発途上国に対する協力に最重点をおく。協力の対象は、輸出増大といつた見地ではなく、相手国の実情に即した部門における協力という見地に立つて選択する。

しかし、わが国の国際政治経済上の地位の向上に伴ない、中近東、アフリカ、中南米諸国との関係改善強化の必要性も一段と増すので、これら諸国に対しても経済協力、技術協力を進めて行くこととする。

- (3) 開発途上国において経済協力が真に活かされるか否かは、主として相手側の受入れ体制

によつて左右される。よつてわが国としては、今後とも開発途上諸国が受入れ体制の改善、さらには自助努力の強化に一層努力するよう他の援助供与国とともに適切な影響力を行使する。他方、わが国としては、経済協力の拡充が、必ずしも、開発途上国経済の調和ある発展や政治の安定に直結するとは限らず、また、わが国とこれら諸国との友好関係増進を自動的に保障するものでないことを認識し、安易な経済協力万能論思想あるいはその逆の軽早な援助無用論を戒しめ、常にキメ細かい協力の実施を配慮しつつ、経済協力の効果を長期的、総合的に評価するよう努める。

(4) 援助量や援助条件に関するDAC及びUNCTADの勧告は、これをできる限り早い機会に達成することが日本政府の基本方針であることをあらゆる機会に明らかにする。ただし、その達成の具体的時期及び順序については、わが国の特殊事情、とくに社会資本の不足並びに日本経済の急テンポの発展とに起因する日本国内の莫大な資金需要とのバランスを常に考慮せざるをえない事情から、ある程度の時間的余裕が必要であることにつき理解を求める。援助量の拡大と援助条件の緩和とは特定時点における政策としてはある程度二者択一的な性格をもつが、被援助国における累積債務の増加傾向にもかんがみ、当面政府借款の条件緩和に最重点をおき、可及的速やかに少なくともDAC諸国平均に到達するように努め、その上で、今後とも逐次手直しされるで

あるう勧告内容に近づけるよう引き続き努力する。量の拡大については、総額の伸び率が落ちないよう留意し、とくに政府ベース援助量の伸びを確保すべく努力しつつ、「国民所得の1%目標」については「国民総生産の1%目標」をなるべく早い時期に達成するよう努める。なお援助供与は今後とも二国間方式に重点をおくが、多国間方式の特色にも着目し、アジア開発銀行の育成強化等にも努力する。また、わが国商品の国際的競争力の強化に対応してエイド・アンタイングについても検討する。

- (5) これまでのわが国よりの無償供与の大部分は戦後処理的性格のものにより占められてきたが、インドネシア賠償の完了(1970年)後はこの種無償供与は漸減の方向にある。他方、無償供与に対する国際的要請は今後むしろ強まるものと

予想される。よつて、今後は、(イ)借款ベースに乗せることが極めて困難な公共的開発プロジェクト、とくに後発開発途上国のこれらプロジェクト、(ロ)ヴィエトナムの如く戦災復旧のため緊急に実施を必要とするプロジェクト、(ハ)わが国よりの技術協力の結実として具体化してきたプロジェクト、(ニ)これら以外にも当該相手国に対する外交政策上特に必要不可欠と考えられるプロジェクト、に対してケース・バイ・ケースにその価値を検討の上、無償経済協力を実施し、その規模を逐年拡大するよう努める。

- (6) わが国の援助において占める技術協力の比重は他の援助供与国に比し未だ可成り低いが、技術協力は、開発途上国の人造りに直接貢献し、また、人と人との接触を通じて開発途上国の指導者層の中に親日、知日グループを育てるという副次

的成果も大きく、少ない費用の割に効率の高い援助形態である。しかし、わが国には外国語を駆使して外国人に対し教育指導に当る能力経験をもつ専門家は乏しく、また日本国内における良好な雇傭事情と相俟つて、技術協力のための適材の確保は容易でない。よつて、今後技術協力の量質両面の拡充を図るべきはもとよりであるが、事業量のみ過早に伸ばして事業内容が粗雑に陥らぬよう、技術協力要員の確保養成、海外派遣専門家の待遇改善や身分保障、国内研修施設の改善と受入れ体制の整備など、長期的に見ての技術協力拡充の基盤作りにも格段に努力する。

- (7) わが国の経済協力の実施体制及び制度は未だ多くの面で不備であり、弾力的機動的運用を困難としている。わが国援助量の増大にも対応し、援助の一層の効率

的計画的実施が可能となるよう、所長の施策（例えば経済協力基本法の制定、援助予算の一本化、海外経済協力基金の強化、多年度予算方式の採用等）を講ずるものとする。また、経済協力の意義に関し積極的に国内啓発を実施するものとする。

7. 文化啓発関係施策

- (1) 文化外交には、友好関係の促進ならびに人類文化の一層の多様化ないし向上という一般的目的があるが、わが国の外交政策における文化面での施策は(1)各国の誤解等に基づくわが国の政治・経済的進出に対する阻害要因の除去と(2)わが国の一般的影響力増大への支援という補完的目的を重視すべきである。このため、文化施策と対外啓発施策を表裏一体をなすものとして実施する体制をつくるとともに、情報社会の形成に伴う民間レベルでの情報の普及に対応し、政府の介入なしには行ないえない分野に重点を集中する。
- (2) わが国の古典的文化を外国人が理解することは容易でなく、また日本語が世界性を欠いていることは、文化啓発施策によるわが国の影響力増大の根本的ハンディキャップである。従つて、わが国は先

進譯国に対して独自の文化の紹介に加えわが国の同質の面をも有することを強調する直接啓発を行なう（あるいはこの趣旨に沿つた出版奨励策をとる）。また開発途上諸国に対しては日本の科学、技術面の優秀性を紹介することもさることながら、東南アジア諸国等では日本の経済的圧力をすでに痛切に感じているので、これを中和する意味でも日本の伝統的文化の高水準を紹介する文化啓発活動を併せ行なう。

また教科書における日本についての誤つた記述を是正するため、今後とも努める。

- (3) 日本語の普及は重要であり、特殊地域たる韓国、台湾については日本語教育の復活実現に努め、爾余の諸国についても日本語教育を中心とした日本研究の拡充をはかる。

ただし、日本語教育の押しつけは相手国の反感を招くおそれがあるので先方に要請があれば迅速に所要の教官、教材等を提供できる体制をととのえておくことに施策の

重点をおく。また、日本語普及のためには日本の科学技術水準が高く、この関係の情報を消化するためには日本語の習得が前提条件であるような状況をつくって行くことが効果があり、この意味でわが国の高度の技術水準の紹介に常に努めるとともに、開発途上国に対しては文化政策と技術協力政策の調整ないし一体化をはかる。

(4) 文化協定に予算的りらずけを与え、この種協定を単なる友好関係促進のための宣言にとめめることなく、内容を充実するより努める。但し、共産主義国との文化協定については相互主義の原則を冒くより配慮する。

(5) 国費留学生の枠を画期的に拡大するより努める。

8. 移住関係施策

(1) わが国の海外移住の歴史は百年に及ぶ

が、従来の移住政策は過剰人口対策としての色彩が強かつた。しかしながら最近の国内経済の高度成長に伴う国民の生活水準の向上或は「人手不足」の傾向の現出等新しい時代の趨勢からすれば、今後は相手国への貢献という国際協力的効果及びこれを通ずるわが国の国際的声価の向上に充分な配慮を払いつつ、わが国民が広く海外において発展することを助成することに政策目標を置くべきである。この観点からすれば、移住者のみならず、長期にわたり海外に生活の本拠を置く一般在留邦人をも含めたわが国民の海外発展として広い視野から海外移住をとらえる必要がある。

- (2) 既に移住者として海外にあるものに対しては、国としても現地における各種の適応力及び創造力を培うために必要な指導、援助を行なうとともに、その定着、安定のための援助を強化する責任がある。また、既移

住者が強く欲する従来型の後続移住者の送出についても、その可能性を確保して置く必要がある。

- (3) わが国民の海外発展という新しい考えの国内啓発にあつては、同時に国民の国際性を高めることも目的とすべきであり、外務省としてはこの面で都道府県に対し十分な指導と財政的援助を行なうとともに、移住行政を運ずる地方とのつながりを外交施策一般においても有効に活用することを考えるべきである。